

北海道新幹線、新函館北斗・札幌間 自然由来重金属等掘削土対策検討委員会 規約

平成25年3月21日 施行

(名称)

第1条 本会は北海道新幹線、新函館北斗・札幌間 自然由来重金属等掘削土対策検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）建設時にトンネル等からの自然由来の重金属等を含む掘削土の発生が予想され、適正な対策が求められる。そこで、自然由来重金属等を含む掘削土の処理方法の検討、モニタリング方法の検討並びに地元や自治体等に対する情報公開等について審議することを目的とする。

(幹事会)

第3条 委員会の下部に幹事会を設置し、審議を行い、結果を委員会で報告または審議することとする。

(協力者)

第4条 委員長、委員、幹事長、幹事を補佐することを目的に協力者を委員会、幹事会メンバーに加える。

(オブザーバー)

第5条 委員長、幹事長が必要と認めた場合、委員会、幹事会にオブザーバーの参加を認める。

(事務局)

第6条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

(委員会、幹事会の構成)

第7条 委員会、幹事会は、次により構成される。

委員長・・・1名
委員・・・若干名
幹事長・・・1名
幹事・・・若干名
協力者・・・若干名

(役員を選出)

第8条 委員長、委員、幹事長、幹事は一般社団法人北海道環境保全技術協会会長の委嘱による。

(委員会、幹事会の開催)

第9条 委員会を年1回程度、幹事会を年1～2回程度開催する。

(委員会、幹事会の設置期間)

第10条 委員会、幹事会の期間を令和6年3月までとする。また、必要に応じて委員長が委

員会、幹事会の設置期間の延長を行う。

(守秘義務)

第11条 委員会および幹事会出席者は、委員会および幹事会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 情報を使用するにあたり事前に鉄道建設・運輸施設整備支援機構の承諾を得た場合はこの限りではない。その職を退いた後も同様とする。

(旅費等規定)

第12条 委員長、委員、幹事長、幹事への旅費、宿泊費、日当、諸謝金については別途定める規定（別紙）により支弁する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、議事の手続き、その他委員会および幹事会の運営に必要な事項については、委員長、幹事長が委員会に諮って定める。

附則

本規約は、平成25年3月21日より施行する。

この規約の一部を改定し、平成30年8月1日より施行する。

この規約の一部を改定し、令和3年3月17日より施行する。